

有価証券オプション取引の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、有価証券オプション取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

- オプション取引とは、ある対象商品を、将来のあらかじめ定められた期日までに、その時の市場動向に関係なくあらかじめ定められた特定の価格で買う権利（コール・オプション）または売る権利（プット・オプション）を売買する取引です。ただし、期日まで待たずに、転売または買戻しを行うことも可能です。
- 有価証券オプション取引とは、個別の有価証券を対象商品としたものであることから、権利行使が行われた場合には、権利行使価格において、オプション対象有価証券の売買が成立します。
- 有価証券オプション取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失が発生する可能性を合わせもつ取引です。したがって、取引を開始する場合には、取引の仕組みやリスクについて十分に把握するとともに、投資者自らの資力、投資目的および投資経験等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

手数料など諸費用について

- 有価証券オプション取引を行うにあたっては、別紙1「手数料等の諸費用」に記載の料率、額および方法により取引手数料をいただきます。
- 当社は口座管理料を頂戴しません。

証拠金について

- 当社では、日本証券クリアリング機構（以下単に「機構」といいます。）においてVaR方式により算出される証拠金を元に計算する証拠金が必要となります。
- 証拠金の額は、VaR方式により、有価証券オプション取引全体の建玉から生ずるリスクに応じて算出されますので、有価証券オプシ

オン取引の額に対する比率は、常に一定ではありません。

※ 有価証券オプション取引の証拠金の詳細は、次のホームページをご参照下さい。

- ・ 日本取引所グループ（日本証券クリアリング機構）のホームページ
- ・ 日本取引所グループのホームページ

※ VaR方式とは、Value at Risk方式の略で、特定のポジションを一定期間保有すると仮定した場合において、将来の価格変動により一定の確率の範囲内で予想される損失をカバーする額を計算する方法です。

有価証券オプション取引のリスクについて

有価証券オプションの価格は、対象とする有価証券の市場価格や対象となる指数あるいは当該有価証券の裏付けとなっている資産の価格や評価額の変動等により上下しますので、これにより損失が発生することがあります。なお、対象とする有価証券の発行者の信用状況の変化等により、損失が発生することがあります。なお、オプションを行使できる期間には制限がありますので留意が必要です。さらに、有価証券オプションは、市場価格が現実の市場価格等に応じて変動しますので、その変動率は現実の市場価格等に比べて大きくなる傾向があり、場合によっては大きな損失が発生する可能性を有しています。したがって、有価証券オプション取引の開始にあたっては、下記の内容を十分に把握する必要があります。

- 市場の状況によっては、意図したとおりの取引ができないこともあります。例えば、市場価格が制限値幅に達したような場合、転売または買戻しによる決済を希望しても、それができない場合があります。
- 市場の状況によっては、金融商品取引所が制限値幅を拡大することがあります。その場合、1日の損失が予想を上回ることもあります。
- 有価証券オプションの対象となる有価証券が上場廃止となる場合には、当該有価証券オプションも上場廃止され、また、有価証

券オプションの取引状況を勘案して当該有価証券オプションが上場廃止される場合があります。その際、取引最終日および権利行使日が繰り上げられることや権利行使の機会が失われることがあります。なお、オプションの対象となる有価証券が企業再編等により上場廃止となる場合、当該有価証券オプションは、金融商品取引所が定めるところにより、元々設定されたまたは新たに設定する存続会社等の有価証券を対象とする有価証券オプションに引継がれることがあります。

- 対象有価証券が売買停止となった場合等には、当該有価証券オプションも取引停止となる場合があります。さらに、対象有価証券の発行者が、人的分割を行う場合にも、当該有価証券オプションが取引停止となる場合があります。
- 当社において有価証券オプション取引サービスは、当社の moomoo アプリ経由で提供しており、お客様の取引時間中の証拠金余力をリアルタイムでモニターしています。お客様が証拠金不足に陥った場合は、当社にて、証拠金不足が解消されるまで、当社の任意にてお客様が保有されている商品の反対売買を行います。その場合、当社はお客様に通知することなくお客様が保有されている商品を反対売買できるものとし、その結果生じた損失はお客様の負担となります。

<有価証券オプションの買方特有のリスク>

- 有価証券オプションは期限商品であり、買方が取引最終日までに転売を行わず、権利行使日に権利行使を行わない場合には、権利は消滅します。この場合、買方は投資資金の全額を失うことになります。

<有価証券オプションの売方特有のリスク>

- 売方は、証拠金を上回る取引を行うこととなり、市場価格が予想とは反対の方向に変化したときの損失が限定されていません。
- 売方は、有価証券オプション取引が成立したときは、証拠金を差し入れ、または預託しなければなりません。その後、相場の変動により証拠金不足が発生した場合には、証拠金不足が解消されるまで、当社の任意にてお客様が保有されている商品の反対売買を行います。
- 売方は、権利行使の割当てを受けたときは、必ずこれに応じけれ

ばなりません。すなわち、売方は、権利行使の割当てを受けた際には、コール・オプションの場合には、売付有価証券が、プット・オプションの場合は買付代金が必要となるため、特に注意が必要です。

- 反対売買や、約諾書の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、損失を被った状態で建玉の一部又は全部が決済される場合もあります。更にこの場合、その決済で生じた損失についても責任を負うこととなります。
- 金融商品取引所は、取引に異常が生じた場合またはそのおそれがある場合や、機構の決済リスク管理の観点から必要と認められる場合には、証拠金額の引上げ等の規制措置を取ることがあります。そのため、証拠金の追加差入れ又は追加預託や別紙2「代用有価証券等の種類、代用価格等」に基づく代用有価証券と現金の差換え等が必要となる場合があります。

有価証券オプション取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- 有価証券オプション取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

■ 有価証券オプション取引の仕組みについて

有価証券オプション取引は、金融商品取引所が定める規則に従って行います。

1. 取引の方法

(1) 取引の対象

取引の対象は、金融商品取引所が選定した有価証券（以下「対象有価証券」といいます。）に係る次の2種類とします。

① 有価証券プット・オプション

- ・ 権利行使価格で対象有価証券の売買単位の数量の有価証券の売付けを成立させることができる権利
- ・ ただし、対象有価証券に株式の分割等が生じた場合で、最小単位の権利行使により成立する対象有価証券の売買に係る数量が、対象有価証券の売買単位以外の数量に変更された銘柄については、権利行使価格で当該変更後の数量の有価証券の売付けを成立させることが

できる権利

② 有価証券コール・オプション

- ・ 権利行使価格で対象有価証券の売買単位の数量の有価証券の買付を成立させることができる権利
- ・ ただし、対象有価証券に株式の分割等が生じた場合で、最小単位の権利行使により成立する対象有価証券の売買に係る数量が、対象有価証券の売買単位以外の数量に変更された銘柄については、権利行使価格で当該変更後の数量の有価証券の買付を成立させることができる権利

(2) 取引の期限

有価証券オプション取引は、直近の2ヶ月およびそれ以外の3月、6月、9月、12月のうち直近の2ヶ月の各月の第二金曜日の前日を取引最終日とする取引（限月取引といいます。）に区分して行います。また、直近の限月取引の取引最終日の翌日から新しい限月取引が開始されます

(3) 権利行使価格等の変更

- ・ 対象有価証券オプションの原資産となる有価証券を発行する企業がコーポレートアクションを発表した場合、当社は、金融商品取引所が公表するオプションの調整方法に従って対応します。
- ・ 対象有価証券について、株式の分割、有償増資、売買単位の変更等が行われる場合、権利落ちの期日の前日に設定されている銘柄については、権利行使価格、最小単位の権利行使により成立する対象有価証券の数量、建玉の数量を変更する場合があります。

(4) 取引の期限制限値幅

- ・ 相場の急激な変化により投資者が不測の損害を被ることがないように、金融商品取引所は、制限値幅（1日に変動し得る値幅）を設けています。
- ・ 金融商品取引所は必要に応じて呼値の制限値幅を変更することがあります。

(5) 取引の期限取引規制

金融商品取引所は取引の状況に異常があると認める場合またはそのおそれがあると認める場合には、次のような規制措置が取ることがあります。

- (ア) 制限値幅の縮小
- (イ) 証拠金の差入日時または預託日時の繰上げ
- (ウ) 証拠金額の引上げ
- (エ) 証拠金の有価証券による代用の制限
- (オ) 証拠金の代用有価証券の掛目の引下げ

- (カ) 取引代金の決済日前における預託の受入れ
- (キ) 有価証券オプション取引の制限または禁止
- (ク) 建玉制限

2. 権利行使

(1) 権利行使日

有価証券オプション取引の権利行使日は、取引最終日のみです。

(2) 権利行使の指示

買方顧客が権利行使を行う場合には、権利行使日の金融商品取引所が定める時限までに金融商品取引業者に対して権利行使を指示しなければなりません。

なお、権利行使日において、イン・ザ・マネーの銘柄については、上記の時限までに買方顧客から権利行使の指示がなくても、買方顧客から権利行使の指示が行われたものとして取り扱います。権利放棄を選択することができません。また、アウト・オブ・ザ・マネーの銘柄については、権利行使をしない限り建玉が消滅します。

(注)

- ▶ イン・ザ・マネーとは、プット・オプションについては、権利行使価格が最終清算値段（権利行使日の対象有価証券の最終値段。以下同じ。）を上回っている場合を、コール・オプションについては、権利行使価格が最終清算値段を下回っている場合をいいます。
- ▶ アウト・オブ・ザ・マネーは、権利行使価格と基礎商品の価格との関係において、オプション取引の買方が権利行使した時に、損失が発生する状態のことをいいます。コール・オプションでは、権利行使価格が基礎商品の価格を上回る場合、プット・オプションでは、権利行使価格が基礎商品の価格を下回る場合となります。権利行使価格が対象商品の価格を大きく上回っている（コール）、もしくは大きく下回っている（プット）状態をディープ・アウト・オブ・ザ・マネーともいいます。

(3) 権利行使の割当て

- ・ 機構は、金融商品取引業者から権利行使の申告があれば、当該銘柄の売建玉を保有する金融商品取引業者へ割当てを行い、割当数量を自己分

と顧客の委託分とに区分して通知します。

- ・ 顧客の委託分への割当ての通知を受けた金融商品取引業者は、所定の方法により、顧客に割り当てます。

3. 決済の方法

有価証券オプション取引の決済には、転売または買戻しによる決済と権利行使による決済の2つの方法があります。

(1) 転売または買戻しによる決済（反対売買による決済）

有価証券オプション取引について、買建玉（または売建玉）を保有する投資家は、取引最終日までに転売（または買戻し）することにより決済することができます。

この場合、買建玉を保有する買方は、売却代金を受け取り、売建玉を保有する売方は、買付代金を支払うこととなります。

(2) 権利行使による決済

- 有価証券オプション取引について、買方は、権利行使を行い、買建玉を決済することができます。

このとき、権利行使の割当てを受けた売方の売建玉も決済されることとなります。

この場合、権利行使を行った買方と権利行使の割当てを受けた売方との間で、対象有価証券の売買が成立します。

- 権利行使日から起算して4日目（権利行使日が配当落等の期日の前日に当たる場合は、権利行使日から起算して3日目）に、有価証券の買方は、買付代金（権利行使価格×最小単位の権利行使により成立する対象有価証券の数量×権利行使数量）を、有価証券の売方は、権利行使により成立する対象有価証券の数量に権利行使割当数量を乗じた数量の有価証券を交付します。

ただし、対象有価証券に株式の分割等が行われ、最小単位の権利行使により成立する対象有価証券の数量に単位未満数量が生じた場合、有価証券の売方となる顧客は、当該単位未満数量については権利行使日の対象有価証券の終値により評価した金銭を支払うことにより決済します。

4. 証拠金について

- (1) 当社の有価証券オプション取引は、以下の取引種類において、次のような証拠金取り扱いルールが適用されます。

- ・ 証券担保付コール・オプションの売り（CC：カバード・コール）
- ・ 現金担保付プット・オプションの売り（TB：ターゲット・バイイング）

➤ カバード・コール（CoveredCall）とは、原資産を買いポジションで保有しながら、同時にその原資産のコール・オプションを売りポジションで持つ取引方法をいいます。

➤ ターゲット・バイイング（TargetBuying）とは、オプション取引の1つで、現在より低い価格（ターゲット価格）で買いたい原資産がある場合に、その購入目標価格を権利行使価格とするようなプット・オプションの売りポジションを持つことをいいます。

- ・ お客様が差し入れた証拠金は、当該取引に必要な担保金として、最終決済まで、有価証券オプション口座で拘束し、お客様が当社において、追加証拠金の納付義務が発生しません。
- ・ 清算機関である機構と当社（清算参加者）の間で証拠金不足が発生した場合、当社が差額を機構に預託します。
- ・ お客様が差し入れた証拠金額は、機構の規則に定められた証拠金所要額の最低基準の基、実際の額は当社が定める計算方法によります。
- ・ お客様が差し入れまたは預託した証拠金（顧客の現金支払予定額に相当する部分は除きます。）は、お客様の同意があればその全部または一部が金融商品取引業者の保有する金銭または有価証券に差し換えられて機構に預託（差換預託）されることとなります。その際、機構への預託の方法直接預託か差換預託か）により、「取引証拠金」と「委託証拠金」に区分されて取り扱われますが、お客様にとっては本質的に変わるところはありません。

(2) 証拠金の返還

当社は、顧客が有価証券オプション取引について、顧客が差入れた、または預託した証拠金から未履行債務額を控除した額について返還を申し入れたときは、原則として遅滞なく返還いたします。

5. 取引参加者破綻時等の建玉の処理について

金融商品取引所の取引参加者に支払不能等の事由が発生した場合には、原則と

して金融商品取引所が支払不能による売買停止等の措置を講じ、その時に保有している建玉については次の処理が行われます。

(1) 他の取引参加者に移管する場合

移管しようとする場合は、金融商品取引所が指定した取引参加者に対して顧客が移管の申込みを行い、承諾を得る必要があります。また、移管先の取引参加者に有価証券オプション取引口座を設定する必要があります。

(2) 移管せずに転売・買戻し等を行う場合

支払不能による売買停止等の措置を受けた取引参加者に転売・買戻し・権利行使を指示することによって行うこととなります。

(3) 金融商品取引所が指定する日時までに上記(1)、(2)いずれも行われなかった場合顧客の計算で転売・買戻し・権利行使が行われます。

なお、差し入れまたは預託した証拠金（顧客の現金支払予定額に相当する部分は除きます。）は委託分の取引証拠金として機構に直接預託または差換預託されておりますので、当該取引証拠金については、その範囲内で機構の規則に定めるところにより、移管先の取引参加者または機構から返還を受けることができます。

6. 建玉制限

顧客は、対象有価証券が同一のプット・オプションの売建玉とコール・オプションの買建玉の合計、またはプット・オプションの買建玉とコール・オプションの売建玉の合計について、金融商品取引所が定める数量を超えて保有することができないこととしています。

■ オプション取引及びその委託に関する主要な用語

・ 証拠金（しょうこきん）

オプション取引の契約義務の履行を確保するために差し入れまたは預託する保証金をいいます。

・ 建玉（たてぎょく）

オプション取引のうち、決済が終了していないものを建玉といいます。

また、買付けのうち、決済が終了していないものを買建玉といい、売付けのうち、決済が終了していないものを売建玉といいます。

・ 買戻し

売建玉を決済する（売建玉を減じる）ために行う買付をいいます。

- ・ 転売

買建玉を決済する（買建玉を減じる）ために行う売付をいいます。

- ・ 限月（げんげつ）

取引の決済期日の属する月をいいます。オプション取引では同一商品について複数の限月が設定され、それぞれについて取引が行われます。

■ 有価証券オプション取引に係る金融商品取引契約の概要

当社における有価証券オプション取引については、以下によります。

- ・ 国内の取引所金融商品市場への委託注文の取次ぎ
- ・ 有価証券オプション取引の媒介、取次ぎまたは代理
- ・ 有価証券オプション取引のお取引に関するお客様の金銭または建玉の管理

■ 金融商品取引契約に関する租税の概要

<有価証券オプション取引に関する租税の概要>

個人のお客様に対する課税は、以下によります。

- ・ 有価証券オプション取引に係る差金等決済から生じた利益は、他の所得と分離して、事業所得または雑所得として課税されます。なお、損失が生じた場合には、原則として、他の取引等に係る雑所得等との損益通算が可能となります。

なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

■ 当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要等

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において有価証券オプション取引を行われる場合は、以下によります。

- ・ お取引にあたっては、あらかじめ「先物・オプション取引口座設定約諾書」にご同意いただき、当社が定める手順に従い、有価証券オプション取引口座を開設していただく必要があります。有価証券オプション取引に関する金銭・建玉は、すべてこの口座を通して処理されます。なお、約諾書については十分お読みいただき、その写しを保管してください。
- ・ 有価証券オプション取引口座の開設にあたっては、一定の投資経験、知識、資力等が必要ですので、場合によっては、口座の開設に応じられないこともあります。

- ・ ご注文は、当社が定めた取扱時間内に行ってください。
- ・ ご注文にあたっては、プット・オプションまたはコール・オプションの別、限月取引、行使価格、売付けまたは買付けの別、注文数量、価格（指値、成行等）、委託注文の有効期間等注文の執行に必要な事項を明示していただきます。
- ・ 注文された有価証券オプション取引が成立すると、その内容をご確認いただくため、当社から「取引報告書」が交付（電子交付を含みます。以下同じ。）されます。
- ・ また、有価証券オプション取引が成立した後、その建玉が決済されるまでの間、建玉の内容をご確認いただくため、当社から毎月「取引残高報告書」が交付されるほか、お客様と当社との債権、債務の残高をご確認いただくため、「照合通知書」が交付されます。
- ・ この「取引報告書」、「取引残高報告書」、「照合通知書」の内容は、必ずご確認ください。
- ・ 万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社の連絡窓口へ直接ご連絡下さい。

■ 当社の概要

商号等	moomoo証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第3335号
本店所在地	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号
加入協会	日本証券業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 電話番号：0120-64-5005 受付時間：月曜～金曜 9：00～17：00（ただし、祝日（振替休日を含む。）及び年末年始（12月31日～1月3日）を除く。）
資本金	50億円
主な事業	金融商品取引業

設立年月 大正 9(1920)年 4 月
連絡先 カスタマーサービス (03-6387-9318)
受付時間：8:30 ～ 17:00 (土・日・祝日 (振替休日を含む。)) ・年末年始を除く。)
clientservice@jp.moomoo.com

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住 所 〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 1 丁目 2-5 MFPR 渋谷ビル 11 階
電話番号 0120-58-7133 (固定電話から 通話料無料)
03-6387-9318 (携帯電話から 通話料有料)
受付時間 月曜日～金曜日 (祝日、年末年始は除く)
8 時 30 分～17 時 00 分

手数料等の諸費用

■ 《有価証券オプション取引手数料》

項目	手数料	支払い先
・取引手数料	約定代金の 0.055% (税込み) (小数点以下切り捨て)、最低取引手数料 44 円 (税込み)。	当社
・権利行使手数料 ・権利割当手数料	(清算価格 - 行使価格) × 行使数量 × オプション乗数 × 0.055% (税込み) (小数点以下切り捨て)、最低取引手数料 44 円 (税込み)。	当社
・システム利用料	無料	/

システム利用料は現時点では無料ですが、当社の判断により適宜見直します。手数料プランについて修正を行う場合、当社所定の方法により事前にお客様にお知らせします。手数料及びその他の費用に関する更なる情報に関しては、当社のウェブサイトまたは moomoo アプリ上にてご案内しております。

別紙 2

代用有価証券等の種類、代用価格等

証拠金を有価証券により代用する場合の代用価格は、以下に掲げる有価証券等の種類に応じて、有価証券の差入日または預託日の前々日の時価（または最終気配値段）にそれぞれの掛目を乗じた価格となります。

国内上場株券等 -----	70%
国債証券 -----	99%
地方債証券 -----	99%
政府保証債券 -----	99%
国内上場社債券 -----	99%
国内上場転換社債型新株予約権債券 -----	80%
国内上場交換債券 -----	80%
投資信託受益証券（公社債投資信託） -----	85%
〃 （公社債投資信託以外） -----	70%

代用有価証券等の掛目の変更または除外（以下「掛目の変更等」といいます。）については、市場の動向等により、当社の判断により変更することがありますので、ご注意ください。

なお、当社の判断により代用有価証券等の掛目の変更等を行う事象は以下のとおりです。掛目の変更等を行う場合には、あらかじめその内容をご通知し、変更後の掛目（または除外）の適用日につきましては、通知した日から起算して3営業日目の日といたします。

ただし、特定の銘柄について、明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象等が発生し、今後、株価等が継続かつ大幅に下落することが予想され、当該銘柄の時価等が本来の株価等の水準を反映していないことから証拠金としての適切な評価を行うことができないと当社が認めた場合は、通知した日の翌営業日から適用することができるものといたします。

なお、明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象等の事例としては、例えば、次のようなケースが想定されます。

- ・ 重大な粉飾決算の疑いが発覚し、直近の株価等の水準が粉飾されたとされる決算内容に基づき形成されていたと判断される場合

- ・ 業務上の取引等で経営に重大な影響を与える巨額な損失が発生した場合
- ・ 突発的な事故等により長期にわたりすべての業務が停止される場合
- ・ 現地法令等に基づく処分または現地法令違反に係る告発等により、すべての業務が停止される場合
- ・ その他上場廃止につながる可能性が非常に高い事象が発生した場合

2024年11月
以上